

桜が丘保養園行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- 令和3年6月～ 男性職員が子育て目的に休暇取得するためにアンケートを考案する
(事務長・課長・係長・主任・一般職員男女)
- 令和3年8月～ 男性職員にアンケートを実施(主任)
- 令和3年10月～
アンケートの結果分析(事務長・課長・係長・主任・一般職員男女)
- 令和3年12月～ 対策を検討し、理事長へ提案
- 令和4年4月～ 対策を具体化し、職員に掲示
- 令和4年12月～ 取得状況を分析
- 令和5年1月～ さらに対策を検討し、理事長へ提案
- 令和5年4月～ 対策を実施、その後の遂行率を観察。都度、分析・対策検討・実施

目標2：若い女性職員が多いため、育児休業からの復帰後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取り組み又はキャリア形成を支援する為のカウンセリング等の取り組み

<対策>

- 令和3年4月～ 検討会の設置
- 令和3年6月～ 女性が職場復帰するために支障となるものを検討
- 令和3年10月～ 検討した結果の対策を練る
- 令和4年1月～ 理事長へ提案
- 令和4年4月～ 対策実施
- 令和5年3月～ 一年間の状況を分析、その結果対策を練る